

土木行政叢書第七卷 港灣運河編

K
S
生

國際關係から視ても、また國內事情から見ても我邦の港灣の重要性は漸く増大しつゝある。即ち高度國防上の施設として、産業擴充の機關として港灣の完璧を期せねばならぬことは、敢て吾人の如き門外漢の言を待たずして明白である。斯る情勢を呈せるの秋、細田德壽氏の著述に係る港灣運河編が刊行せられた。寔に其の時を得たと同時に、其の著者を得たるは斯界に於ての一大福音である。著者細田氏は謙遜して「比較的長い間携はつたと云ふ丈の關係から執筆せられ」と云はるゝも、執筆者の眞摯なる性格と責任を重ぜらる職域感とから執筆に際しての忠實さが思はるゝのである。先づ港灣の部を見るに章を分つこと三章に過

ぎないが、節に分つこと二十四節、更らに款として細説するもの四十九、而して港灣の意義、設備、種類は勿論、制度、管理、經費、行政の監督を總編に於て以下計畫と修築、經營を論述し、細に入り微をうがつの觀がある。本論を一讀して予は港灣の機能を發揮せしむる爲めに、港灣行政の統一を目的として港灣法草案を具して、政府に對し昭和三年港灣協會より提出したる港灣法制定に關する建設書を思ひ出さるゝのである。其の建議に曰く「海國たる我國に於て港灣に關し未だ何等の基本的法規なきは、朝野の多年遺憾とする所に存す。惟ふに港灣法の制定を見むか港灣政策の基礎に確立し、港灣行政の統一其の緒に就き、以て港灣

施設の改善と港灣能率の増進とを招來し、港灣利用上の便益愈々大なるに至るべく、追て交通貿易並に産業の發展を促進せしむべきや瞭かなり。依つて政府に於ては速かに港灣法を制定して、國運の進展に資せられむことを望むと、是に剴切の建言である。政府も亦夙に斷片的法規を以て律すべきにあらざるを認むることは、大正七年の閣議決定(三七頁)に就て見るも思ひ半にすぐるものがあらう。萬難を排して一日も速に統一法の制定を望まざるを得ない。又運河編に見るに、運河の概念として運河の意義、種類、設備、經濟價値等を概説としてかゝげ、運河の開設の手續より經營に至る事項を懇切に解説して居る。東京港築造に關し世の注目をひくものある今日に在りては必讀の書たるを證して餘りあるものである。要するに本編は時局に即應したる良書たるを信ぜざるを得なく。

x
x
x
x

港灣草案綱目 (港灣協會建議)

第一章 總則

一、本法適用港灣及準用港灣

二、港灣の附屬物

三、港灣と物權との關係

第二章 港灣の認定

一、港灣の種類

二、認定機關

三、開港及漁港の指定及其の廢止

四、港灣の區域の決定及び臨港區域

第三章 港灣の管理、一、管理機關、二、港灣職員、三、

工事の施行、四、港灣の區域内の埋立、五、港灣の爲にする公用負擔及公用徵收、六、港灣の經營、七、入港料使用

料の徵收、八、港灣の取締、九、港灣臺帳

第四章 港灣に關する費用

第六章 監督及罰則

第七章 訴願及訴訟

第八章 主務官廳等